

## □佐呂間町立学校管理規則

昭和45年7月25日教育委員会規則第2号

改正	昭和47年 5月 4日規則第1号 昭和49年 3月25日規則第1号 昭和49年12月27日規則第4号 昭和50年 9月 8日規則第5号 昭和51年12月 2日規則第5号 昭和58年12月16日規則第2号 昭和59年 2月 2日規則第1号 昭和60年 5月31日規則第3号	昭和61年 7月 1日規則第2号 昭和62年12月25日規則第6号 平成 4年 7月17日規則第5号 平成 4年 9月 5日規則第9号 平成 5年 1月22日規則第1号 平成 5年 8月13日規則第5号 平成 5年 9月10日規則第6号 平成 7年 2月23日規則第3号	平成10年 7月21日規則第5号 平成12年12月 4日規則第5号 平成13年12月28日規則第2号 平成14年 3月18日規則第5号 平成15年 3月12日規則第1号 平成17年 2月18日規則第1号 平成20年 3月21日規則第5号 平成21年 3月18日規則第2号
	平成22年 4月27日規則第2号 平成22年12月21日規則第3号 平成23年 7月25日規則第2号 平成26年 2月18日規則第1号 平成26年 6月20日規則第5号 平成28年 4月28日規則第2号 平成29年 2月17日規則第1号 平成29年 3月16日規則第5号	平成30年 3月19日規則第1号 平成30年 4月27日規則第2号 令和 5年 3月20日規則第2号 令和 5年10月26日規則第9号	

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この教育委員会規則は、佐呂間町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管する小学校、中学校（以下「町立学校」という。）の管理運営の基本的事項について定め、もって町立学校の適正にして円滑な管理運営を図ることを目的とする。

## (他の法令等との関係)

第2条 町立学校の管理運営については、別に法令、条例、教育委員会規則その他の規定に定めるもののほか、この教育委員会規則の定めるところによる。

## (用語の意義)

第3条 この教育委員会規則で次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「校務」とは、法令、条例、教育委員会規則その他の規程に基づく事務及び職務に関し命ぜられた事務その他町立学校の行う事務をいう。
- (2) 「職員」とは、町立学校の校長、教員、事務職員及びその他の職員をいう。
- (3) 「所属職員」とは、職員のうち校長を除いた者をいう。
- (4) 「学校施設」とは、町立学校の校地、校舎、設備等をいう。
- (5) 「休業日」とは、児童及び生徒に対して授業を行わない日をいう。
- (6) 「教科書」とは、文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学大臣において著作権を有する教科用図書をいう。
- (7) 「準教科書」とは、教科書の発行されていない教科又は科目に主として使用する教科用図書をいう。
- (8) 「教材」とは、教科書及び準教科書以外で町立学校が教育活動の一環として使用する図書その他の材料をいう。

## 第2章 内部組織

## (事務主幹)

第4条 町立学校に、別に定める基準により事務主幹を置くことができる。なお、事務主幹を置く学校は教育長が定める。

- 2 事務主幹は、その町立学校の事務職員をもって充てるものとし、校長の意見を聴いて教育委員

会が命ずる。

3 事務主幹は、校長の監督を受け、学校事務を掌理する。

(専門事務主任)

第4条の2 町立学校に、別に定める基準により専門事務主任を置く。

2 専門事務主任は、その町立学校の事務職員をもって充てるものとし、教育委員会の承認を受けて校長が命ずる。

3 専門事務主任は、校長の監督を受け、担任の事務を処理するとともに、事務に関する事項について近隣校への指導、助言に当たる。

(事務主任)

第4条の3 町立学校に、別に定める基準により事務主任を置く。

2 事務主任は、その町立学校の事務職員をもって充てるものとし、教育委員会の承認を受けて校長が命ずる。

3 事務主任は、校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。  
(主任等)

第5条 別表第1の上欄に掲げる町立学校に、同表の当該下欄に掲げる主任等を置く。

2 主任等は、所属する教諭の中から、また、保健主事は、教諭及び養護教諭をもって充てるものとし、校長が命ずる。

3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

6 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

7 保健主事は、校長の監督を受け、町立学校における保健に関する事項の管理に当たる。

(研修主事)

第5条の2 町立学校に研修主事を置くことができる。

2 研修主事は、所属する教諭をもって、これに充てる。

3 研修主事は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(衛生推進者)

第5条の3 学校に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12条の2の規定により、衛生推進者を置く。ただし、職員数が9人以下の学校にあっては、この限りでない。

2 衛生推進者は、当該学校の所属職員のうちから校長が指名し、教育長が選任する。

3 衛生推進者は、校長の監督を受け、衛生等に関する業務を行う。

(校務の分掌等)

第6条 校長は、この教育委員会規則に定めるものを除き、所属職員に校務を分掌させることができる。

2 前項の校務分掌には、必要に応じ主任等を置くことができる。

(職員会議)

第6条の2 学校には、校長の職務の円滑な執行を補助させるため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

(学校評議員)

第6条の3 校長は、教育委員会の承認を得て、学校に学校評議員（以下「評議員」という。）を置くことができる。

- 2 評議員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。
- 3 評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 4 評議員は、当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

(学校評価)

第6条の4 町立学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めなければならない。

(情報提供)

第6条の5 町立学校は、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

### 第3章 運営通則

(内部規程)

第7条 校長は、この教育委員会規則に定めるもののほか、校務の運営に関し必要な内部の規程を設けることができる。

(校長の代決)

第7条の2 教頭は、校長が不在のとき、校長の事務を代決することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項は、代決することができない。
- 3 第1項の規定により代決した事務については、速やかに校長の校閲を受けなければならない。ただし、あらかじめ承認を得た事項又は軽易な事項については、この限りでない。

(公印)

第8条 町立学校の文書に用いる印章（以下「公印」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 町立学校の印

(2) 町立学校の校長の印

- 2 公印の規格及び定位置は別表第2のとおりとし、公印の刻字面は別記様式のとおりとする。
- 3 町立学校の公印を調製し、改刻し、又は廃止したときは、その旨及び使用を開始し、又は廃止する期日を教育委員会が告示する。
- 4 前3項に定めるもののほか、町立学校の公印の調製、保管及び使用については、教育長が定める。

(事務引継)

第9条 校長は、転任、休職、退職等の場合には、後任者（後任者に引継ぐことができないときは教頭）に、すみやかに事務の引継ぎを行わなければならない。

- 2 教頭は、前項の規定により事務の引継を受けた場合において、後任者たる校長に引継ぐことができるようになったときは、すみやかにこれを引継がなければならない。
- 3 校長は、前2項の規定により引継ぎを受けたときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

4 所属職員は、転任、休職、退職等の場合、又は、校務の分掌替を命じられたときは、校長の指示に従い速やかに担当事務を引き継がなければならない。

(学校施設の防火等)

第10条 校長は、学校施設の防火その他の防災について、その組織及び活動並びに児童及び生徒の避難、防護等に関する実施計画を定めなければならない。

(学校の安全管理)

第10条の2 校長は、児童生徒の安全を守るために、教職員及び保護者並びに地域住民への働きかけをしなければならない。

2 校長は、施設及び設備の安全点検に努めなければならない。

(表簿)

第11条 町立学校には、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条第1項に規定するもののほか次に掲げる表簿を備え、当該各号に掲げる期間、保存しなければならない。

(1) 学校沿革誌、卒業証書台帳、修了証書台帳	永年
(2) 職員人事記録簿	永年
(3) 児童、生徒賞罰記録簿	5年間
(4) 旅行命令簿	5年間
(5) 職員の給与に関する文書及び台帳	5年間
(6) 職員の服務に関する命令、承認等の諸表簿	5年間
(7) 教職員の勤務時間の割振り	5年間
(8) 校長引継書、教頭引継書	10年間
(9) 学校行事に関する文書	5年間
(10) 諸調査統計表	5年間
(11) 町立学校に關係ある条例、教育委員会規則その他の規程	必要と認める期間

(報告)

第12条 第5条第2項の規定により主任等を命免したときは、校長はすみやかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

第13条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第37条第8項又は第49条の規定により校長の職務を代理することになったときは、当該教頭は直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第14条 校長は、学校施設について次に掲げる事実が生じたとき、又は定めをしたときはこれをすみやかに教育長に報告しなければならない。

- (1) 学校施設について重大な事故が生じたとき。
- (2) 学校施設の防火その他の防災について、その実施計画を定めたとき。

第15条 校長は、職員について次に掲げる事実が生じたときは、これをすみやかに教育長に報告しなければならない。

- (1) 職員に非行その他の義務違反があったとき。
- (2) 職員が死亡したとき。
- (3) 第39条に掲げる届出があったとき。
- (4) その他職員について重大な事故が生じたとき。

第16条 校長は、児童又は生徒について次に掲げる事実が生じたときは、これをすみやかに教育長に報告しなければならない。

- (1) 児童又は生徒について教育上重大な事故が生じたとき。
- (出席停止)

第16条の2 教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等、性行不良であつて他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、法第35条第1項及び第49条の規定に基づき、その保護者に対して児童生徒の出席停止を命ずることができる。

- (1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
  - (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
  - (3) 施設又は設備を損壊する行為
  - (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- 4 教育委員会は、出席停止の命令に係る児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 学校教育の運営

##### 第1節 学年及び学期

(学年)

第17条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。  
(学期)

第18条 学年を分けて次の3学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

2 校長は、教育上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず二学期制とすることができる。

##### 第2節 教育課程

(教育課程の届出)

第19条 校長は、教育課程を編成したときは、教育長が別に定めるところにより届け出なければならない。

##### 第3節 教科書その他の教材

(準教科書等の採択)

第20条 町立学校において使用する準教科書及び教材は校長が採択する。  
(準教科書の届出)

第21条 校長は、準教科書を採択しようとするときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。  
(教材の届出)

第22条 校長は、教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本、解説書その他これらに類する教材を採択しようとするときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

##### 第4節 休業日

(休業日)

第23条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
  - (2) 日曜日及び土曜日
  - (3) 開校記念日
  - (4) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで
  - (5) 夏季休業日 7月20日から8月31日までの間で校長が定める期間
  - (6) 冬季休業日 12月20日から翌年1月31日までの間で校長が定める期間
  - (7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
  - (8) 前各号に掲げるもののほか教育長が定める日。
- 2 前項第3号に掲げる休業日の期日は、校長が定める。
- 3 第1項第5号及び第6号に掲げる休業日の期間は、総日数56日の範囲内で、校長が定めるものとする。ただし、教育長の承認を得て10日以内に限り他の時期に休業日を設けることができる。
- 4 校長は、教育上特に必要があると認めるときは、第1項（第1号を除く。）の規定にかかわらず、休業日を授業日とすることができます。
- 5 校長は、前項の規定により第1項第2号に掲げる休業日を授業日としたときは、授業日を休業日とすることができます。

（臨時休業）

第24条 校長は、校務の運営上やむを得ないと認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

（臨時休業の報告）

第25条 校長は、前条の規定により臨時に授業を行わなかつたときは、すみやかに教育長に報告しなければならない。

## 第5章 職員の勤務時間、休暇、服務等

（服務の宣誓）

第26条 職員の服務の宣誓については、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和32年佐呂間町条例第21号）の定めるところによる。

（勤務時間等）

第27条 職員の勤務時間、休暇等については、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条の規定により準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「道条例」という。）及びこの条例に基づく市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇に関する規則（昭和28年北海道人事委員会規則13-2）第2条の規定により準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇に関する規則（平成10年北海道人事委員会規則13-43）に定めるところによる。

（勤務時間の上限）

第27条の2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1ヶ月について45時間

(2) 1年間について360時間

2 教育職員が児童生徒等に係る通常予見すことのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1ヶ月について100時間未満

(2) 1年間について720時間

(3) 1ヶ月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、4ヶ月及び5ヶ月の期間を加えたそれぞれの期間において1ヶ月あたりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1ヶ月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

(週休日及び勤務時間の割振り等)

第28条 道条例第4条第1項に規定する週休日（以下、「週休日」という。）は、前条によるもののか、校長が定める。

2 職員の勤務時間の割振りは、校長が定める。

3 道条例第6条の規定に基づく週休日の振替及び半日勤務の割振りの変更は校長が行う。

4 前3項の場合において校長は、学校の種類並びに授業、研究及び指導の特殊性に応じて、週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更を行うものとする。

(時間外勤務等)

第29条 職員の時間外勤務及び週休日又は道条例第10条に規定する休日における勤務は、校長が命ずる。

(時間外勤務代休時間)

第29条の2 道条例第9条の2第1項の規定に基づく時間外勤務代休時間の指定は、校長が行う。  
(休日の代休日)

第29条の3 道条例第11条第1項の規定に基づく代休日の指定は、校長が行う。

(旅行命令)

第30条 職員の国内の旅行命令は校長が行う。この場合において引き続き6日を超える校長の道外の旅行については、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

2 職員の国外の旅行命令は、教育長が行う。

(休暇)

第31条 職員の年次有給休暇の請求は、あらかじめ校長にあっては教育長（引き続き6日を超えない場合は校長）に、所属職員にあっては校長に対してしなければならない。この場合において、当該年次有給休暇が校務の正常な運営を妨げる場合においては、教育長又は校長は、他の時季にこれを与えることができる。

2 職員の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認は、あらかじめ校長にあっては教育長（引き続き6日を越えない場合は、校長）が所属職員にあっては校長が行う。ただし、病気休暇で引き続き90日以上勤務しないものの承認は、北海道教育委員会の承認をえて教育長が行う。

3 校長は、次に掲げる病気休暇（勤務時間規則第10条第1項に規定する特定病気休暇に限る。）を承認する場合は、職員に対し医師の証明書又はその他勤務しない事由を明らかにする証明書類の提出を求めなければならない。

- (1) 連続する8日以上の期間（当該期間における要勤務日の日数が3日以下である場合にあっては、当該期間における要勤務日の日数が4日以上である期間）の病気休暇
- (2) 請求に係る病気休暇の期間の初日前1月間における病気休暇を使用した日（要勤務日に病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る病気休暇

4 所属職員の組合休暇の承認は、校長が行う。

5 校長は、所属職員の引き続き30日以上の病気休暇を承認したときは、これをすみやかに教育長に報告しなければならない。

### 第32条 削除

### 第33条 削除

（有給欠勤）

第34条 職員が給与を受けて勤務しないこと（以下「有給欠勤」という。）については、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項の規定により準用する北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）及びこの条例に基づく給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の定めるところによる。

2 有給欠勤の承認は、校長にあっては教育長（引き続き6日を超えない場合は、校長）が、所属職員にあっては校長が行う。

（職務専念義務の免除）

第35条 職員の職務に専念する義務の免除については、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和32年佐呂間町条例第19号）に定めるもののほか、北海道職員の職務に専念する義務の特例条例（昭和26年北海道条例第9号）及びこの条例に基づく職務に専念する義務の特例に関する規則（北海道人事委員会規則12-0）の例による。

2 校長の職務に専念する義務の免除の承認は、教育長が行う。ただし、道又は町行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役職員の地位を兼ね、その事務を行う場合で、次に掲げるものは校長本人が行う。

- (1) 道又は市町村における研究又は研修を推進するために特に必要と認められる団体の業務に関わるもの
- (2) 適切な学校運営を行うために情報交換等を行うことが特に必要と認められる団体の業務に関わるもの
- (3) 幼児、児童又は生徒の活動を支援するために特に必要と認められる団体の業務に関わるもの
- (4) 学校の教育活動として位置付けられている大会等を運営する団体の業務に関わるもの
- (5) 教育長が特に認めるもの

3 所属職員の職務に専念する義務の免除の承認は、校長が行う。ただし、次に掲げる場合は教育長が行う。

- (1) 道又は町の特別職として職を兼ね、その職務に関する事務を行う場合
- (2) 職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に関する事務を行う場合
- (3) 道又は町行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役職員の地位を兼ね、その事務を行う場合（前項ただし書各号に該当するものを除く。）

（研修）

第35条の2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項の規定により勤務場所を離れて行う研修は、あらかじめ校外研修処理簿をもってしなければならない。

2 前項の場合において、当該研修を長期休業期間中（佐呂間町立学校管理規則第23条第1項第4号から第7号までに規定する休業日の期間をいう。）を行う場合であって、校長が必要と認めるときは、所属職員は、研修開始前に校外研修計画書を、研修終了後に校外研修報告書を校長に提出しなければならない。

（営利企業への従事等）

第36条 職員の営利企業への従事等については、職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（北海道人事委員会規則12-1）を準用し、この定めるところによる。

2 職員の営利企業への従事等を行うことの許可は、教育長が行う。ただし、所属職員の営利企業への従事等のうち、幼児、児童又は生徒の活動を支援するために特に必要と認められる団体が運営主体となって実施する進学講習等の業務に従事することの許可は、校長が行う。

（教育に関する兼職）

第37条 職員が教育公務員特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事すること（以下「教育に関する兼職等」という。）の承認は、教育長が行う。ただし、所属職員の教育に関する兼職等のうち、市町村に置かれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの委員の職を兼ねることの承認は、校長が行う。

（赴任）

第38条 職員は、採用、転任等の発令の通知を受けたときは、7日以内に赴任しなければならない。

2 職員は、やむを得ない事由により前項に規定する期限内に赴任することができないときは、その事由を具して校長にあっては教育長に、所属職員にあっては校長に届け出なければならない。

（氏名変更等の届出）

第39条 職員は、次に掲げる事実が生じたときは、その旨を校長にあっては教育長に、所属職員にあっては校長に届け出なければならない。

(1) 氏名を変更したとき。

(2) 休職の事由が止んだとき。

第39条の2 教職員の服務については、この規則によるもの外、北海道立学校職員服務規程（昭和41年教育委員会教育長訓令第4号）を準用し、この定めるところによる。

## 第6章 補則

（学校施設の利用）

第40条 学校施設の利用については、別に定める。

（事務職員、その他の職員の勤務時間等）

第41条 第3条第2号に規定する事務職員のうち、給与を町が負担する者及びその他の職員の勤務時間、休暇等及び服務に関しては、町の条例・規則の定めるところに従い、他の所属職員の例に準じて扱うものとする。

（教育長への委任）

第42条 この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和45年7月25日から適用する。
- 2 佐呂間町立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第6号。）は廃止する。
- 3 この規則施行の際、現に旧規則の規定によりなされたすべての行為はそれぞれこの規則の相当

する規定によってなされた行為とみなす。

附 則（昭和47年5月4日教委規則第1号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月25日教委規則第1号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年12月27日教委規則第4号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年9月8日教委規則第5号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月2日教委規則第5号）  
1 この規則は、昭和51年12月2日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に校長の定めた校務分掌により、この規則による改正後の第5条第3項から第7項までに規定する、教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事の職務に相当する職務を命ぜられている者は、改正後の管理規則第5条の各相当の規定による教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事を命ぜられたものとする。

3 前項の主任等につけられている名称が、改正後の管理規則、別表第1の下欄に掲げる主任等の名称と異なる場合は第5条第1項の規定にかかわらず昭和52年3月31日までは、現につけられている名称を用いることができる。

附 則（昭和58年12月16日教委規則第2号）  
この規則は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則（昭和59年2月2日教委規則第1号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年5月31日教委規則第3号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年7月1日教委規則第2号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年12月25日教委規則第6号）  
この規則は、昭和63年1月3日から施行する。

附 則（平成4年7月17日教委規則第5号）  
この規則は、平成4年9月1日から施行する。ただし、第23条第1項第1号の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年9月5日教委規則第9号）  
この規則は、平成4年9月6日から施行する。

附 則（平成5年1月22日教委規則第1号）  
この規則は、平成5年1月24日から施行する。

附 則（平成5年8月13日教委規則第5号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年9月10日教委規則第6号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年2月23日教委規則第3号）  
この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月21日教委規則第5号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月4日教委規則第5号）

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年12月28日教委規則第2号）

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

附 則（平成14年3月18日教委規則第5号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月12日教委規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月18日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月21日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月18日教委規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月27日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年12月21日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第35条の次に1条を加える改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月25日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年7月5日から適用する。

附 則（平成26年2月18日教委規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月20日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月28日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年2月17日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成29年3月16日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月19日教委規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月27日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月20日教委規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月26日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

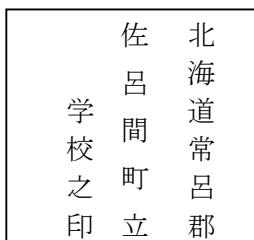
町立中学校					町立小学校			町立学校	上欄
保健主任	進路指導主任	生徒指導主任	学年主任	教務主任	保健主任	学年主任	教務主任	主任等	下欄
		三学級以上の場合に置く	同学年の児童で編成する学級の数が二以上である学年ごとに置く	三学級以上に置く		同学年の児童で編成する学級の数が二以上である学年ごとに置く	三学級以上に置く	備考	欄

別表第2（第8条関係）

種別	規格	定格	定位	置位
町立学校の印	4.0 センチメートル平方		各町立学校	1
町立学校の校長の印	1.8 センチメートル平方		各町立学校	1

別記様式（第8条関係）

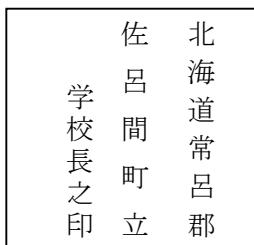
## 1 町立学校の印



## 備考

1. 刻字はてん書とする。
2. 大きさは 4.0 センチメートル平方とする。

## 2 町立学校の校長の印



## 備考

1. 刻字はてん書とする。
2. 大きさは 1.8 センチメートル平方とする。

## 資料 2

### 佐呂間町姉妹校交流推進員設置要綱

平成26年2月18日

教育委員会訓令第6号

#### (目的)

第1条 この要綱は、姉妹校交流推進員の設置及び職務等について必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 佐呂間町内の各学校における姉妹校交流事業の推進を図るため、佐呂間町姉妹校交流推進員（以下「推進員」という。）を置く。

#### (職務)

第3条 推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 姉妹校訪問及び姉妹校へ派遣される生徒の引率に関すること。
- (2) パーマ市派遣訪問者の受け入れに関すること。
- (3) 姉妹校へ派遣される生徒の事前及び事後の研修に関すること。
- (4) 姉妹校交流事業の推進に関すること。
- (5) その他教育長が必要と認める職務

#### (委嘱等)

第4条 推進員は、次の要件を満たしている者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 佐呂間町内の学校に勤務する教職員で、学校長の推薦がある者
- (2) 職務の遂行に必要な知識、経験又は技能を有している

者

2 推進員の委嘱期間は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬等)

第5条 推進員の報酬は、無償とする。

2 推進員の職務を行うために要する費用の弁償は、特別職及びその他の報酬額、費用弁償額及びその支給方法に関する条例（昭和31年条例第22号）の定めるところによる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

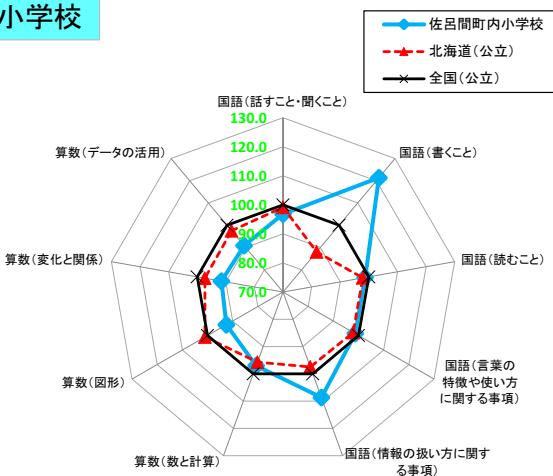
この訓令は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

## ■佐呂間町内の状況及び学力向上策（小学校数：3校、児童数：37人）（中学校数：1校、生徒数：39人）

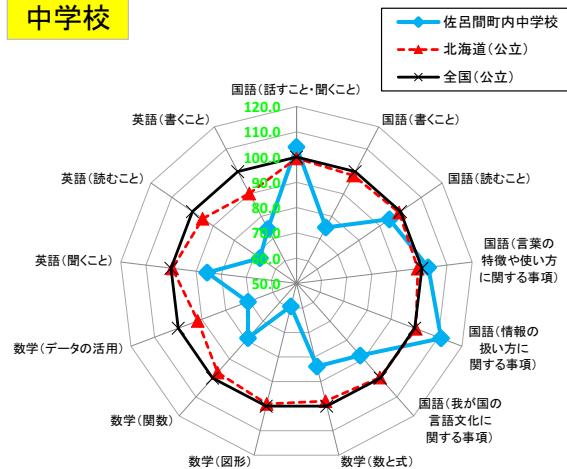
## 【教科全体の状況】

教科の領域別に全国を100とした場合の全道及び市町村の状況をレーダーチャートで示したもの  
(市町村の平均正答率 ÷ 全国(公立)の平均正答率 × 100で算出)

## 小学校

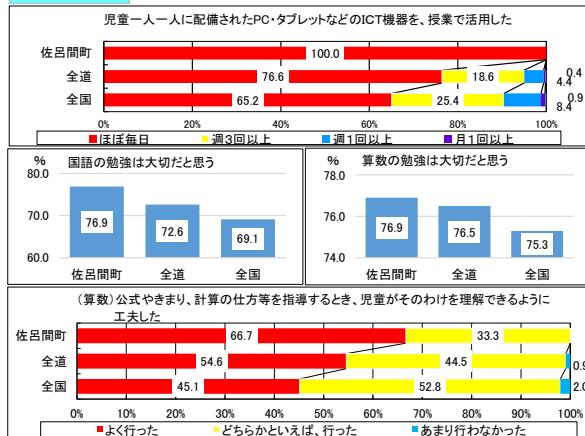


## 中学校

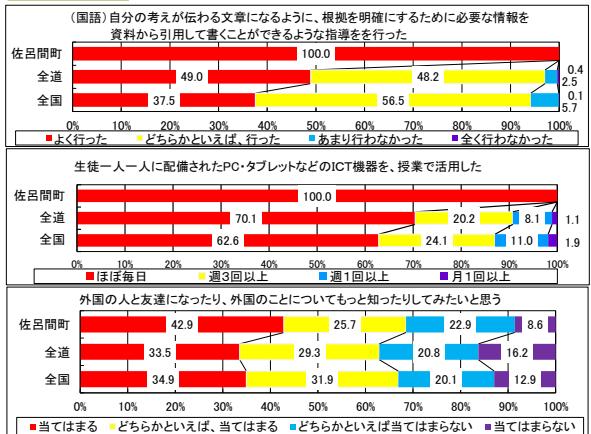


## 【質問紙の状況】

## 小学校



## 中学校



## 【上記結果の考え方の要因の分析】

## 小学校

町内全ての小学校において、児童一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をほぼ毎日授業で活用したことにより、授業改善が図られ、国語の勉強は大切だと思うと回答した児童の割合が全国及び全道を上回るとともに、国語では、「書くこと」の領域、「言葉の特徴や使い方に関する事項」及び「情報の扱い方に関する事項」で全国及び全道の平均正答率を上回ったと考えられる。

算数の授業において、公式やまり、計算の仕方等を指導するとき、児童がそのわけを理解できるように工夫したことにより、学習内容の理解が深まり、算数の勉強は大切だと思うと回答した児童の割合が全国及び全道を上回るとともに、算数では、「数と計算」の領域で全国の平均正答率に最も近くなっていると考えられる。

## 中学校

国語の授業において、自分の考えが伝わる文章になるように、根拠を明確にするために必要な情報を資料から引用して書くことができるような指導を行ったことにより、学習内容の理解が深まり、国語では、「話すこと・聞くこと」の領域、「言葉の特徴や使い方に関する事項」及び「情報の扱い方に関する事項」で全国及び全道の平均正答率を上回ったと考えられる。

生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をほぼ毎日授業で活用したことにより、授業改善が図られ、外国人の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思うと回答した生徒の割合が全国及び全道を上回るとともに、英語では、「聞くこと」の領域で全国の平均正答率に最も近くなっていると考えられる。

## 【佐呂間町の学力向上策】

- ◎ タブレットの持ち帰りによる家庭学習の習慣化の取組や、放課後及び長期休業中の補充的な学習サポートの実施、チャレンジテストの活用、学習規律の指導
- ◎ 教員の指導力向上のための教育委員会主催研修の開催、各種研修会への参加奨励及び経費予算付け、指導主事訪問、ICT環境の有効活用
- ◎ 「オールオホーツクで学力向上を！」に基づいた佐呂間町学力向上推進委員会の設置・運営及び小・中・高校の連携強化、学校全体での分析結果及び課題認識の共有の取組の推進
- ◎ 1人1台端末を活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」の充実及びインターネットによる児童生徒の学級満足度アンケートやリーディングスキルテスト(基礎的な読む力を測定・診断するツール)等の活用

令和 5 年度  
佐呂間町教育委員会の活動状況  
に関する点検・評価報告書

令和 6 年 9 月  
佐呂間町教育委員会

## — 目次 —

### 教育委員会の点検・評価

1	趣旨	1 頁
2	教育委員会議の開催状況	1 頁
3	教育委員会議での審議状況	1 頁
4	令和 5 年度 教育委員会審議案件等一覧	2 頁
5	教育委員会議以外の活動状況	4 頁
6	令和 5 年度【教育委員会議での審議状況】	5 頁
7	令和 5 年度予算の状況	10 頁
8	令和 5 年度主な事業の点検評価等	12 頁
9	全体評価と今後の課題	22 頁
10	外部評価	30 頁

## 1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、公表しなければならないとされています。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を図るものとされています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

同法の規定に基づき、効果的な教育行政の推進を図るとともに、町民への説明責任を果たしていくため、実施した主な施策や事業の取組の状況等をまとめた報告書を策定します。

## 2 教育委員会議の開催状況

教育委員会議は、令和5年度は12回の会議を開催いたしました。

## 3 教育委員会議での審議状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条及び教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規定に基づき、令和5年度は合計31件について審議しました。

- |                                |     |
|--------------------------------|-----|
| (1) 委員会規則及び委員会訓令に関すること         | 10件 |
| (2) 教育行政に関する一般方針を定めること         | 0件  |
| (3) 教育長の任免に関すること               | 0件  |
| (4) 道費負担教職員の懲戒及び任免進退について内申すること | 3件  |
| (5) 教育委員会の所管に係る非常勤特別職の委嘱に関すること | 5件  |
| (6) 議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること     | 1件  |
| (7) 教育財産の処分・取得に関すること           | 0件  |
| (8) その他重要な事項に関すること             | 12件 |

※その他、協議事項2件、報告事項18件がありました。

#### 4.令和5年度 教育委員会審議案件等一覧

(1)令和5年度 教育委員会議 審議案件 (※分類は、1ページ「審議状況」の番号と同じ)

番号	件 名	提出日	分類(※)
1	奨学資金の貸付について(非公開)	4月28日	8
2	佐呂間高等学校卒業生修学応援補助金の交付額確定について(非公開)	4月28日	8
3	令和5年度要保護及び準要保護世帯の認定について(非公開)	4月28日	8
4	佐呂間町保小接続カリキュラム開発会議設置要綱の制定について	4月28日	1
5	佐呂間町社会教育委員の任命について	4月28日	5
6	奨学資金の貸付について(非公開)	6月29日	8
7	佐呂間町佐呂間高等学校支援対策事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令制定について	6月29日	1
8	令和5年度要保護及び準要保護世帯の認定について(非公開)	6月29日	8
9	児童生徒の状況等について(非公開)	6月29日	8
10	佐呂間町学校運営協議会委員の委嘱について	6月29日	5
11	児童生徒の状況等について(非公開)	7月10日	8
12	佐呂間町立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について	7月10日	1
13	教育委員会職員の懲戒処分について(非公開)	8月17日	8
14	令和6年度使用小学校及び中学校教科書並びに学校教育法附則第9条の教科書採択について	8月28日	8
15	令和4年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について	8月28日	8
16	佐呂間町学校給食センター運営委員会委員の任命について	8月28日	5
17	令和5年度佐呂間町スポーツ表彰者の決定について	9月20日	8
18	佐呂間町立学校管理規則の一部を改正する規則制定について	10月26日	1
19	佐呂間町小・中一貫教育推進事業実施要綱の制定について	10月31日	1
20	令和5年度要保護及び準要保護世帯の認定について(非公開)	11月14日	8
21	佐呂間町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する訓令制定について	1月25日	1
22	佐呂間町武道館・温水プール設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について	1月25日	1
23	令和6年度当初教育費関係予算について(非公開)	2月28日	6
24	佐呂間町学校運営協議会委員の任命について	2月28日	5
25	佐呂間町教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱の制定について	2月28日	1
26	教職員の免職内申について(非公開)	3月21日	4
27	教職員の退職内申について(非公開)	3月21日	4
28	教職員の採用内申について(非公開)	3月21日	4
29	佐呂間町教育委員会ICT支援員配置要綱の制定について	3月21日	1
30	佐呂間町教育支援センター設置要綱の制定について	3月21日	1
31	佐呂間町社会教育委員の任命について	3月21日	5

(2)令和5年度 教育委員会議 協議事項

番号	件 名	協議月日
1	令和5年度全国学力・学習状況調査における北海道版結果報告書への佐呂間町の結果の掲載について	8月28日
2	令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における北海道版結果報告書への佐呂間町の結果の掲載について(非公表)	1月25日

(3)令和5年度 教育委員会議 報告事項

番号	件 名	報告月日
1	佐呂間町学校運営協議会委員の任命について	4月28日
2	令和5年度学級編成・児童生徒数について	4月28日
3	佐呂間高等学校卒業生就職等応援給付金並びに佐呂間高等学校入学者給付金の支給について(非公開)	4月28日
4	佐呂間町の部活動の在り方に関する方針の改定について	4月28日
5	令和4年度社会教育事業報告及び施設の利用状況について	4月28日
6	令和5年度社会教育事業実施計画について	4月28日
7	令和4年度学校給食の状況報告について	4月28日
8	令和4年度教育職員の時間外在校等時間(後期分10月～3月分)報告について	4月28日
9	佐呂間高等学校存続対策協議会委員の委嘱について	8月28日
10	令和5年度全国学力・学習状況調査結果について(非公開)	9月20日
11	令和5年度全国学力・学習状況調査結果に係る北海道版結果報告書への掲載原稿について	10月26日
12	令和5年度教育職員の時間外在校等時間(前期4月～9月分)報告について	10月26日
13	令和5年度全国学力・学習状況調査結果の分析について	11月14日
14	佐呂間町保小接続カリキュラム開発会議中間まとめについて	1月25日
15	令和6年度佐呂間町教育行政推進方針について	2月28日
16	体罰に係る実態把握について(非公開)	2月28日
17	令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の分析について	2月28日
18	令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果に係る北海道版結果報告書への掲載原稿について	3月21日

## 5.教育委員会会議以外の活動状況

佐呂間町教育委員会委員は、教育委員会会議への出席以外に次のとおり出席しました。

期 日	内 容	開催場所	出席委員	備 考
4月4日	公立学校職員辞令交付式	佐呂間コミセン	平戸委員他3名	
4月	町内各学校入学式	各学校	平戸委員他3名	
5月8日	遠軽地区教育委員会協議会総会及び教育委員研修会	湧別町	平戸委員他1名	
6月25日	サロマ湖100kmウルトラマラソン50km開会式	多目的広場	江刺委員他1名	
6月29日	学校訪問	各学校	平戸委員他1名	
7月21日	北海道市町村教育委員研修会	札幌市	内藤委員	
8月28日	第2回佐呂間町総合教育会議	役場 会議室	平戸委員他3名	
10月9日	佐呂間町スポーツ表彰式	スター	平戸委員他1名	
11月14日	学校訪問	各学校	平戸委員他1名	
12月1日	オホーツク管内市町村教育委員大会	網走市	内藤委員	
1月7日	二十歳の成人式	町民センター	平戸委員他2名	
3月12日	佐呂間高校生フォトコンテスト審査	町民センター	平戸委員他3名	
3月	町内各学校卒業式	各学校	平戸委員他3名	

## 6. 令和5年度【教育委員会議での審議状況】

(審議状況)

(令和5年4月28日開催第4回教育委員会議)

議案第1号 奨学資金の貸付について（非公開）

概要：佐呂間町奨学金条例施行規則に基づき、令和5年度の貸付について、申請のあった継続2件、新規1件について審査し、成績基準等を満たしており、貸付を決定した。

議案第2号 佐呂間高等学校卒業生修学応援補助金の交付額確定について

概要：佐呂間高等学校卒業生修学応援補助金条例施行規則に基づき、令和5年度の交付額について、新規申請のあった10件（大学3名・専門学校7名）を審査した結果、適正と認め補助金額を確定した。

議案第3号 令和5年度要保護及び準要保護世帯の認定について（非公開）

概要：学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対する認定について審議し、準要保護世帯については、申請のあった16世帯を認定した。

議案第4号 佐呂間町保小接続カリキュラム開発会議設置要綱の制定について

概要：文科省の事業である「幼保小の架け橋プログラム」に本町が採択されたことから、「佐呂間町保小接続カリキュラム開発会議」を立ち上げ、事業実施するため、設置要綱を制定した。

議案第5号 佐呂間町社会教育委員の任命について

概要：社会教育委員に交代があり、1名に残任期間を任命することとした。

(審議状況)

(令和5年6月29日開催第5回教育委員会議)

議案第1号 奨学資金の貸付について

概要：佐呂間町奨学金条例施行規則に基づき、令和5年度の貸付について、追加で申請のあった新規1件について審査し、成績基準等を満たしており、貸付を決定した。

議案第2号 佐呂間町佐呂間高等学校支援対策事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令制定について

概要：現在の支援対策の他に、追加で「講習会受講費用」について支援補助できるよう

所要の改正を行った。

議案第3号 令和5年度要保護及び準要保護世帯の認定について（非公開）

概要：学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対する認定について審議し、準要保護世帯については、追加で申請のあった1世帯を認定した。

議案第4号 児童生徒の状況等について（非公開）

概要：非公開

議案第5号 佐呂間町学校運営協議会委員の委嘱について

概要：学校運営協議会委員に交代があり、1名に残任期間を委嘱した。

（審議状況）

（令和5年7月10日開催第6回教育委員会議）

議案第1号 児童生徒の状況等について（非公開）

概要：非公開

議案第2号 佐呂間町立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

概要：利用者の利便性を考慮し、利用図書の数の制限をなくし、貸出期間についても延長することができるよう、既存の規則を一部改正を行った。

（審議状況）

（令和5年8月17日開催第7回教育委員会）

議案第1号 教育委員会職員の懲戒処分について（非公開）

概要：非公開

（審議状況）

（令和5年8月28日開催第8回教育委員会）

議案第1号 令和6年度使用小学校及び中学校教科書並びに学校教育法附則第9条の教科書採択について

概要：義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、令和6年度使用する小学校及び中学校教科書並びに特別支援教育に必要な教科書について審議。小学校用教科書、中学校用教科書とも第9地区（オホーツク管内）教科用図書採択教育委員会協議会で採択となった教科書を採択した。

議案第2号 令和4年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について

概要：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、町議会に提出するとともに、住民に公表しなければならない教育委員会の活動に関する報告書について審議し、原案のとおり決定した。後日、議会に提出するとともに町ホームページで公表する。

議案第3号 佐呂間町学校給食センター運営委員会委員の任命について

概要：佐呂間町学校給食センターの設置及び管理に関する条例及び佐呂間町学校給食センターの設置及び管理等に関する規則に基づき14名を委員として令和5年9月1日から令和7年8月31日までの2年間を任期として任命した。

(審議状況)

(令和5年9月20日開催第9回教育委員会)

議案第1号 令和5年度佐呂間町スポーツ表彰者の決定について

概要：令和4年9月1日から令和5年8月31日までの間に優秀な成績を納めた各スポーツ競技において活躍した選手を表彰規定に基づき審査の結果、個人2名と団体1名を表彰者と決定し「スポーツ功労賞」、「スポーツ奨励賞」を授与することに決定し、「スポーツの日」に表彰することとした。

(審議状況)

(令和5年10月26日開催第10回教育委員会)

議案第1号 佐呂間町立学校管理規則の一部を改正する規則制定について

概要：学校教育法施行規則の一部改正、文科省の働き方改革の通知及び近年の猛暑日の増加による児童生徒の熱中症等の事故を防ぐことを考慮し、夏季及び冬季休業日について、校長判断により期間を定めることができるよう、所用の改正を行った。

(審議状況)

(令和5年10月31日開催第11回教育委員会)

議案第1号 佐呂間町小・中一貫教育推進事業実施要綱の制定について

概要：小学校中・高学年における教科担任制の導入や児童生徒が切磋琢磨できる学習環境の整備のため、義務教育9年間を見通した教育課程を編成する学校群を指定し、小・中一貫教育推進事業の実施に必要な実施要綱を制定した。

(審議状況)

(令和5年11月14日開催第12回教育委員会)

議案第1号 令和5年度要保護及び準要保護世帯の認定について（非公開）

概要：学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対する認定について審議し、準要保護世帯については、追加で申請のあった1世帯を認定した。

（審議状況）

（令和6年1月25日開催第1回教育委員会）

議案第1号 佐呂間町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する訓令制定について

概要：「道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」の一部改正に伴い、本町の「佐呂間町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」についても改正を行った。

議案第2号 佐呂間町武道館・温水プール設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

概要：施設の利用実態に合わせ、開館時間等を見直す改正を行った。

（審議状況）

（令和6年2月28日開催第2回教育委員会）

議案第1号 令和6年度当初教育費関係予算について（非公開）

概要：令和6年度当初予算に教育関係予算で議会に提案する内容について決定した。

議案第2号 佐呂間町学校運営協議会委員の任命について

概要：佐呂間小学校・佐呂間中学校の学校運営協議会委員の任期満了により、佐呂間小学校・佐呂間中学校より推薦のあった者を2年任期で任命した。

議案第3号 佐呂間町教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱の制定について

概要：住民団体等の行う事業や行事等に対する佐呂間町教育委員会の後援の名義使用について必要な事項を定めるため取扱要綱を制定した。

(審議状況)

(令和6年3月21日開催第3回教育委員会)

議案第1号 教職員の免職内申について（非公開）

議案第2号 教職員の退職内申について（非公開）

議案第3号 教職員の採用内申について（非公開）

概要：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定に基づき、令和6年度教職員当初人事に係る転出者、退職者、転入予定者について審議し、北海道教育委員会に内申することを決定した。（転出者9名、退職者1名、転入者13名）

議案第4号 佐呂間町教育委員会ICT支援員配置要綱の制定について

概要：児童生徒及び教員のICT機器活用能力の向上及び学校教育の充実を図るために配置するICT支援員について必要な事項を定めるため配置要綱を制定した。

議案第5号 佐呂間町教育支援センター設置要綱の制定について

概要：不登校児童生徒への支援と未然防止及び学校教育上又は生徒指導上の問題や課題解決のための相談機関として、「佐呂間町教育支援センター」を設置するため必要な事項を定めるため設置要綱を制定した。

議案第6号 佐呂間町社会教育委員の任命について

概要：任期満了に伴う社会教育委員の任命について審議し、新任4名、再任14名の合計18名の委員を決定した、なお、任期は2年間。

## 7. 令和5年度予算の状況

令和5年度当初教育予算では、経常費の他、学校教育においては、保育所からの円滑な就学に配慮するとともに、中学校には引き続き町単独の教員と学習支援員を配置し、子どもたちの確かな学力を育む教育活動に向けた環境を整備しました。

また、全小中学校へ特別支援員を配置するとともに、佐呂間小学校では6年生を少人数学級編成とし、若佐小学校及び浜佐呂間小学校では、複式授業の解消や英語教育の充実を図るため引き続き町単独の教員や英語補助員を採用し、中学校には町単独教員を配置し、充実した授業実施に努めました。

更に、特別に支援を要する児童生徒が増加しているなど、学校、教員、保護者への相談体制の充実のため指導主事を引き続き配置しました。

施設設備の整備については、教職員住宅改修工事、小中学校電子黒板整備事業、若佐小学校照明取替修繕、若佐小学校教室カーテン取替修繕、佐呂間小学校グラウンド整備事業、浜佐呂間小学校体育館トイレ改修工事、佐呂間中学校体育館ステージ幕取替修繕、佐呂間中学校トイレ改修工事、佐呂間中学校音楽室エアコン設置工事、学校給食センター設備更新工事、また、学校保健特別対策事業などにより教育環境の整備に努めたところであります。

社会教育においては、町民の多様化・高度化する学習活動を支援すべく、第8次佐呂間町社会教育中期計画に基づき各種生涯学習事業、健康運動事業を実施するとともに、町民に様々な芸術文化に触れる機会を提供いたしました。施設においては計画的かつ継続的な整備を実施するため、スキー場リフト索輪・索受装置取替修繕工事、スキー場変圧器取替工事、屋外体育施設除草剤散布業務即効性及び遅効性の実施、パークゴルフ場等芝生整備工事、野球場道具庫解体設置工事、浜佐呂間農村公園階段改修工事を実施、また武道館・温水プールにおいては、温水プールタイル張替工事を実施し、社会教育施設の整備充実に努めました。

## 教育費最終予算

(単位：千円)

項・目及び事業費	項・目及び事業費
1. 教育総務費 234,913	4. 社会教育費 64,551
(1) 教育委員会費 1,650	(1) 社会教育総務費 9,040
教育委員会委員に要する経費 1,650	社会教育関係委員に要する経費 758
(2) 事務局費 134,664	社会教育事業に要する経費 3,757
給与費 119,952	その他社会教育事業推進に要する経費 4,323
教育委員会事務局に要する経費 12,869	文化・スポーツ活動促進に要する経費 202
学校医等に要する経費 1,836	
基金積立金 7	
(3) 教育財産管理費 71,619	(2) 町民センター運営費 24,187
教職員住宅の維持管理に要する経費 4,902	町民センターの管理に要する経費 24,187
小中学校の維持管理に要する経費 23,967	(3) 図書館費 31,324
社会教育施設の維持管理に要する経費 42,750	図書館事業に要する経費 6,722
(4) 教育振興費 26,980	図書館の管理に要する経費 24,602
児童生徒振興に要する経費 22,365	5. 保健体育費 97,367
姉妹校交流に要する経費 4,615	(1) 保健体育総務費 22,951
2. 小学校費 100,880	社会体育事業に要する経費 3,322
(1) 学校管理費 74,670	スポーツ推進委員に要する経費 533
小学校の管理に要する経費 74,670	屋外体育施設の管理に要する経費 16,402
(2) 教育振興費 26,210	その他スポーツ振興に要する経費 2,694
教育振興に要する経費 21,475	(2) 体育館費 8,565
小学校・保育所連携に要する経費 4,735	体育館の管理に要する経費 8,565
3. 中学校費 72,570	(3) スキー場管理費 7,401
(1) 学校管理費 61,411	スキー場の管理に要する経費 7,401
中学校の管理に要する経費 61,411	(4) 武道館・温水プール費 58,450
(2) 教育振興費 11,159	武道館温水プールの管理に要する経費 58,450
語学指導助手に要する経費 437	6. 学校給食費 80,500
教育振興に要する経費 10,722	(1) 学校給食費 80,500
	学校給食センター運営に要する経費 80,500
	合　計 650,781

## 8. 令和5年度 主な事業の点検評価等

点検評価	◎必要性	A～高い	B～低い
	◎緊急性	A～高い	B～低い
	◎達成度	A～達した	B～継続中

### ア 学校教育関係

(単位：千円)

事業名	町臨時教員採用事業			執行額	5,843
事業目的	小学校6年生に対する少人数学級の実施				
事業内容	佐呂間小学校6年生を2クラスに分け少人数による指導を行う				
点検評価及び課題等	必要性 A	緊急性 A	達成度 B	佐呂間小学校6年生34名を2クラスに分け、少人数による指導を行った結果、授業も落ち着いて効果的な教育が行われておりました。来年度は中学校に入学することから、2クラスに分けることに関しては検討を要するところです。	

事業名	町臨時教員採用事業			執行額	5,341
事業目的	少人数指導等の実施				
事業内容	生徒の習熟度に合わせた少人数指導等				
点検評価及び課題等	必要性 A	緊急性 A	達成度 B	佐呂間中学校に町採用の数学の臨時教員を配置し、生徒の習熟度に合わせた少人数指導等により、生徒の学習の定着と学力の向上を図りましたが、成果につきましては、今後一層の点検と改善が必要であると思われます。	

事業名	指導主事採用事業			執行額	5,182
事業目的	学力向上及び学校力の向上				
事業内容	指導主事による学校課題の解決				
点検評価及び課題等	必要性 A	緊急性 A	達成度 B	児童・生徒等の健全な育成及び学力向上を図るため、従来採用していた教育相談員に指導主事としての役割も加え、学校指導はもとより、各種調査の分析を行い、長期的で安定的な課題解決を視野に入れた教育計画を模索した。	

事業名	学校特別支援員配置事業			執行額	14,422
事業目的	児童生徒への支援・複式学級への支援				
事業内容	全小中学校へ特別支援員の配置				
	必要性 A	緊急性 A	達成度 B		
点検評価及び課題等	特別に支援を要する児童生徒が増加していることから、特別支援員を全校に配置し、児童生徒個々に応じたきめ細やかな支援を行いました。特に教員の目が届かない休み時間等の支援を行ったり、一斉指示の通りにくい児童生徒への授業中の個別の声掛けなど、支援員の果たす役割は大きいと思われます。				

事業名	複式解消教員配置事業			執行額	6,439
事業目的	複式学級への支援				
事業内容	複式解消教員の配置				
	必要性 A	緊急性 A	達成度 B		
点検評価及び課題等	若佐小学校及び浜佐呂間小学校において、複式学級の補完的な授業及び3年生以上の理科を単式で行うため臨時教員を配置し授業の充実を図りました。				

事業名	教職員住宅外壁・屋根塗装工事			執行額	2,178
事業目的	教職員住宅の住環境の整備				
事業内容	外壁・屋根塗装				
	必要性 A	緊急性 A	達成度 B		
点検評価及び課題等	教員住宅 184号・185号 1棟2戸の外壁と屋根の塗装工事を実施し、教職員住宅の住環境の整備を図った。近年通勤教員が増えてはいるが、今後とも教員住宅は必要であり、計画的な整備を行う予定です。				

事業名	佐呂間高等学校卒業生修学応援補助金			執行額	11,000
事業目的	佐呂間高校の存続・支援対策事業				
事業内容	卒業生の修学に対し補助				
	必要性 A	緊急性 A	達成度 A		
点検評価及び課題等	佐呂間高校を卒業生し、翌年度又は翌々年度に大学や短大・専門学校へ進学する場合、大学は年間50万円、短大・専門学校は年額25万円の修学に関する補助をし、卒業生の修学負担を軽減し、佐呂間高校の支援に資することができました。				

事業名	佐呂間高等学校卒業生就職等応援給付金 執行額 2,000		
事業目的	佐呂間高校の存続・支援対策事業		
事業内容	卒業生の就職等に対し給付		
点検評価及び課題等	必要性 A	緊急性 A	達成度 A
	佐呂間高校を卒業生し、就職や就職のための学校へ進学する場合、その準備のための資金として、10万円を給付し、卒業生の準備資金の負担を軽減し、佐呂間高校の支援に資することができました。		

事業名	佐呂間高等学校入学者給付金 執行額 2,000		
事業目的	佐呂間高校の存続・支援対策事業		
事業内容	入学者の学校生活に必要な資金として給付		
点検評価及び課題等	必要性 A	緊急性 A	達成度 A
	佐呂間高校に入学した生徒に、学校生活に必要な資金として、10万円を給付し、入学者の学校生活での必要資金の負担を軽減し、佐呂間高校の支援に資することができました。		

事業名	学校グラウンド整備事業 執行額 2,473		
事業目的	学校施設の環境改善		
事業内容	佐呂間小学校グラウンド土補充 210 m <sup>3</sup>		
点検評価及び課題等	必要性 A	緊急性 A	達成度 A
	強風による表土飛散や表面の凹凸など、グラウンド状態が悪化しており、年次計画により、各小中学校のグラウンド表土補充をし、児童生徒の安全確保及び授業や諸行事の実施等による学校施設の環境改善が図られました。		

事業名	若佐小学校高圧ケーブル張替工事 執行額 3,069		
事業目的	高圧ケーブル張替工事		
事業内容	高圧ケーブル 90m 張替		
点検評価及び課題等	必要性 A	緊急性 A	達成度 A
	若佐小学校の高圧ケーブルが20年以上経過し、老朽化しているため、突発的な停電事故に至る恐れがあるため、高圧ケーブルの張替を実施し、児童等が安全安心して学校を利用することができまた、学校施設の長寿命化が図られました。		

事業名	浜佐呂間小学校体育館トイレ改修工事			執行額	2,970
事業目的	学校施設の環境改善				
事業内容	和式便器の洋式化 洋式便器 3 力所				
	必要性 A	緊急性 A	達成度 A		
点検評価及び課題等	浜佐呂間小学校の体育館トイレは、昭和 53 年に建設され、男子・女子トイレ共に和式便器であり、運動会及び学芸会等の学校行事に来校した高齢者・妊婦・幼児等が使用するのが困難であるため、洋式便器へと改修を実施し、学校施設の長寿命化と環境改善が図られました。				

事業名	佐呂間中学校太陽光発電システム整備工事			執行額	26,400
事業目的	太陽光発電システム整備				
事業内容	太陽光発電パネル 24Kw、ハイブリッド蓄電池 16.4Kw				
	必要性 A	緊急性 B	達成度 A		
点検評価及び課題等	佐呂間中学校へ太陽光発電システムを設置し、地球温暖化対策に寄与するとともに、子ども達への将来的な「探求学習」の先駆けとなる環境教育の推進が図られました。				

事業名	佐呂間中学校トイレ改修工事			執行額	4,015
事業目的	学校施設の環境改善				
事業内容	壁塗装、床洗浄清掃、温水洗浄便座取付、照明 LED 化、間仕切壁遮音				
	必要性 A	緊急性 B	達成度 A		
点検評価及び課題等	佐呂間中学校は、大規模改修実施後 29 年が経過し、トイレの壁や床も経年による汚れが目立ち、個室トイレについては、照明が暗く生徒が使用しづらい状況であることから、壁の塗装、床の洗浄清掃、照明の LED 化・増設、温水洗浄便座取付を実施し、衛生面においても、生徒が安全安心して利用できるよう、学校施設の環境改善が図られました。				

事業名	佐呂間中学校音楽室エアコン設置工事			執行額 1,859
事業目的	学校施設の環境改善			
事業内容	音楽室エアコン設置 2台			
必要性 A	緊急性 A	達成度 A		
佐呂間中学校は、夏季の換気による熱中症対策も踏まえて普通教室、保健室等にエアコンを設置しているところですが、音楽室については、設置をしておりませんでしたが、3階にあることもあり、近年の暑さにより室内が高温となり、授業や部活動にも支障をきたしていることから、エアコンを設置し、生徒が安心安全で快適に使用できるよう、学校施設の環境改善が図られました。				

事業名	佐呂間町学校体育文化活動費補助金			執行額 3,442
事業目的	児童生徒の体育活動及び文化活動の総合的な振興			
事業内容	全国・全道大会等出場経費補助			
必要性 A	緊急性 A	達成度 A		
町内小中学校児童生徒、佐呂間高校生徒の全国・全道大会等の出場経費を補助することにより、体育活動及び文化活動の総合的な振興を図ることができました。				

事業名	佐呂間高等学校支援対策事業費補助金			執行額 3,371
事業目的	佐呂間高校の存続・支援対策事業			
事業内容	模擬試験・資格検定費の補助、部活動等遠征費補助、学習用タブレット購入補助			
必要性 A	緊急性 A	達成度 A		
佐呂間高校を会場に在校生徒を対象とした各種模擬試験及び資格取得検定費について、全額補助として保護者負担分を軽減しました。部活動等遠征費補助では、高体連等出場登録費や練習試合等の経費 90万円を限度に補助することで保護者負担を軽減し、佐呂間高校の支援に資することができました。				

事業名	学校保健特別対策事業交付金 (国庫補助事業)			執行額 3,791
事業目的	コロナ禍において感染症防止対策を学校主導で実施			
事業内容	各小中学校へ新型コロナ対策として交付金を支出			
点検評価及び課題等	必要性 A	緊急性 A	達成度 A	
	学校での新型コロナウイルス感染症防止対策を校長の判断で執行できる予算を交付金で支出し、感染症防止対策が図られました。			

事業名	学校給食センター設備更新工事			執行額 4,796
事業目的	冷蔵・冷凍機器の更新			
事業内容	冷蔵庫3台、冷凍庫1台 他を更新			
点検評価及び課題等	必要性 A	緊急性 A	達成度 A	
	老朽化した学校給食センターの冷蔵庫1台と冷凍庫1台の更新をし、安心して給食の食材受け入れ、衛生的に冷蔵・冷凍保管ができるとともに、より安全に給食サービスの提供が図られました。			

#### イ 社会教育関係

(単位：千円)

事業名	佐呂間町スキー場リフト索輪・索受装置取替修繕工事			執行額 1,694
事業目的	スキー場の適正な維持管理			
事業内容	スキー場施設整備管理			
点検評価及び課題等	必要性 A	緊急性 A	達成度 A	
	本町スキー場のリフトは、1号目から9号目までの支柱からなり、それぞれに搬器を通過させる索輪・索受装置が設置されています。 この索輪・索受装置において、索輪部分のゴムの摩耗や、索受部分の経年劣化等により正常に稼働しなくなると、脱索などの事故の原因となるため、平成30年度から部分的に毎年取替修繕を実施しております。 今回の修繕工事により、引き続き施設利用の安全確保及び施設維持が図られました。			

事業名	佐呂間町スキー場変圧器取替工事			執行額	1,012
事業目的	スキー場の適正な維持管理				
事業内容	スキー場変圧器取替工事一式				
	必要性 A	緊急性 A	達成度 A		
点検評価及び課題等	<p>スキー場で保有する変圧器一基から、判定基準濃度を超えるP C B（ポリ塩化ビフェニル）に汚染された絶縁油が検出されたため、P C B特別措置法に基づき、保有する変圧器の適正な廃棄と新たな変圧器の設置を実施しました。</p> <p>今回の取替工事により、利用者及び施設の安全確保及び施設の長寿命化が図られました。</p>				

事業名	佐呂間町屋外体育施設除草剤散布業務(即効性)			執行額	990
事業目的	屋外体育施設の適正な維持管理				
事業内容	除草剤の散布(即効性)				
	必要性 A	緊急性 A	達成度 A		
点検評価及び課題等	<p>屋外体育施設の芝生については、令和3年度に異例な旱魃により大きなダメージを受け、施設閉鎖後も芝生が再生していない場所、再生の遅い場所が多く見られました。</p> <p>本来、芝生が繁茂する場所で雑草が生え、芝の再生を阻害する状況に陥ったことから、令和4年度に春の発芽から初夏にかけて芝生の成長が阻害されないように即効性のある除草剤を散布し、効果が確認できたため、令和5年度においても引き続き実施いたしました。</p>				

事業名	佐呂間町屋外体育施設除草剤散布業務(遅効性)			執行額	1,650
事業目的	屋外体育施設の適正な維持管理				
事業内容	除草剤の散布(遅効性)				
	必要性 A	緊急性 A	達成度 A		
点検評価及び課題等	<p>屋外体育施設の芝生については、令和3年度に異例な旱魃により大きなダメージを受け、施設閉鎖後も芝生が再生していない場所、再生の遅い場所が多く見られました。</p> <p>本来、芝生が繁茂する場所で雑草が生え、芝の再生を阻害する状況に陥ったことから、令和3年度秋、翌年の春にかけて効果を発揮する遅効性のある除草剤を散布し、効果が確認できたため、令和5年度においても引き続き実施いたしました。</p>				

事業名	パークゴルフ場等芝生整備工事			執行額	2,860
事業目的	パークゴルフ場の適正な維持管理				
事業内容	芝生整備管理				
	必要性 A	緊急性 A	達成度 A		
点検評価及び課題等	<p>本町のパークゴルフ場は、平成6年に百年広場パークゴルフ場、平成10年に若佐・浜佐呂間パークゴルフ場を整備しておりますが、経年により芝生の生育状況が著しく悪い状態に陥ったことから、平成23年度から令和2年度にかけて、各施設の芝生張替、エアレーションなどを実施し継続的に維持管理補修を行っております。</p> <p>令和4年度からは、若佐パークゴルフ場の芝生張替えを実施しており、(3か年計画)今回の整備により、快適に施設を利用していただくことができるとともに、施設の維持に繋がっております。</p> <p>今後も継続的な維持管理補修が必要不可欠であることから計画的な整備に努めてまいります。</p>				

事業名	野球場道具庫解体設置工事			執行額	1,452
事業目的	野球場の適正な維持管理				
事業内容	既存野球場道具庫の解体、整地及び物置新設工事				
	必要性 A	緊急性 A	達成度 A		
点検評価及び課題等	<p>総合グラウンド野球場道具庫は、グラウンドが整備された当初(昭和47年)から設置されており、腐食や劣化が激しく、保管している道具にネズミの侵入や雨漏りによる被害があり、道具庫としての機能を著しく損ねるとともに、利用時の安全確保の観点から、既存の道具庫を解体して整地を行い、新たな物置を設置いたしました。</p> <p>今回の整備により、利便性の向上と利用者の安全が確保されました。</p>				

事業名	浜佐呂間農村公園階段改修工事			執行額 1,095
事業目的	浜佐呂間農村公園の適正な維持管理			
事業内容	浜佐呂間農村公園法面設置木製階段の改修及び東屋両サイド木製階段撤去・整地			
	必要性 A	緊急性 A	達成度 A	
点検評価及び課題等	<p>浜佐呂間農村公園の法面に設置されている木製階段及び東屋両サイドの木製階段は、設置後24年が経過し、経年劣化による腐食等が著しい状態であることから、法面設置の木製階段の改修と、東屋両サイドの木製階段の撤去及び撤去後の整地を実施いたしました。</p> <p>法面設置の木製階段については、浜佐呂間パークゴルフ場利用者のみならず、近隣住民が日常的に利用している階段であり、適正な維持管理が必要であったことから、今回の改修により利用者の安全確保と、環境整備が図られました。</p>			

事業名	図書館エアコン設置工事			執行額 6,600
事業目的	施設環境の最適化			
事業内容	施設のエアコン設置			
	必要性 A	緊急性 A	達成度 A	
点検評価及び課題等	<p>図書館にはエアコンが無く、利用者の環境整備が必要となっており、また書庫においてはエアコンが故障していました。</p> <p>このため、図書館の利用者スペースと書庫にエアコンを設置することにより、利用者の快適性と、蔵書の適正保管が図られました。</p>			

事業名	図書館・児童館温水暖房機更新工事			執行額 5,797
事業目的	施設環境の維持管理			
事業内容	ボイラー改修			
	必要性 A	緊急性 A	達成度 A	
点検評価及び課題等	<p>図書館のボイラーは平成8年に改修してから点検修理を行ってきましたが、経年劣化により早急な更新が必要となっていました。</p> <p>このため、ボイラー及び循環ポンプを更新することにより、図書館・児童館が冬季において快適な利用環境にすることことができました。</p>			

事業名	図書館システム更新事業			執行額	2,838
事業目的	図書館システムの維持管理				
事業内容	システム及び機器の更新				
	必要性 A	緊急性 A	達成度 A		
点検評価及び課題等	<p>図書館のシステムは平成29年に導入しましたが、従来のシステムからバージョンアップが必要となり、それに対応した機器も購入することとなりました。</p> <p>このため、新たなシステムを導入し、機器においては更新が必要な機器のみ購入することにより経費が抑えられました。</p> <p>システム稼働後は特に問題もなく、図書館業務がスムーズに行えることができました。</p>				

事業名	温水プールタイル張替工事			執行額	20,570
事業目的	武道館・温水プールの適正な維持管理				
事業内容	プール槽及びプールサイドの剥離、破損タイル張替え				
	必要性 A	緊急性 A	達成度 A		
点検評価及び課題等	<p>温水プールのタイルは、平成6年度の施設開設から28年が経過し、経年劣化による破損箇所が多数見受けられ、専門業者による調査において、プール槽床面タイル全面と側面タイルの一部に土台から剥離していることが判明し、プールサイドのタイルの一部にも、破損やひび割れが見られ、危険な状況にあったことから、タイル張替工事を実施いたしました。</p> <p>今回の改修により、施設の長寿命化が図られたとともに、利用者が安全快適に使用できる環境が整備されました。</p>				

## 9.全体評価と今後の課題

令和5年度の教育行政推進方針に掲げた各項目別にかかる評価と今後の課題について次のとおり報告いたします。

※ 評価欄 A ほぼできている B もう少し課題がある

評価点検項目	現 状 と 点 檢	評価
1.学校教育の推進	<p>◎確かな学力の育成及びICT教育の推進 新型コロナウイルス感染による、感染症対策を継続しながら、「学びの保障」に努めるとともに、GIGAスクール構想による、一人1台タブレットの活用として視覚的に捉える学習でのICT機器の効果的な活用など学年に応じた情報活用能力の育成に努めるとともに、令和5年度に導入した電子黒板を用いて、町内、国内、国外と様々な形でオンライン交流学習を行いました。また、デジタル教材やデジタル教科書について引き続き効果的な使用について模索しました。</p> <p>・全ての学校・学年で学力の定着を図るとともに、道教委が発信するチャレンジテストの取組を進め、引き続き、学力向上コードマップの活用と指導主事による学校教育指導や教員の資質向上のために町内教職員の公開研究会、外部講師を活用した研修会の開催など、教職員の指導力向上に努めました。さらに、基礎的な読解力を図るリーディング・スキル・テストを全学校で実施しました。</p> <p>また、各学校の英語授業にALTを派遣し、英語に親しみながら基礎的英語能力の定着を図り、小学校の複式学級には英語免許を持つ教員を派遣し、中学校に入学する段階で、どの小学校から進学する児童も同程度の学力となるよう努めました。</p> <p>佐呂間小学校6年生が30名を超すため町費負担教員を採用し、少人数学級編成としました。中学校での、数学科での少人数学級編成や放課後学習に対応するために佐呂間中学校に臨時教員を配置しました。さらに、英語検定、漢字検定、数学検定に対して検定料の助成を行いました。</p> <p>教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、さらなる教育指導の充実を図るため校務支援システムの活用と在校時間の客観的な把握に努めました。</p> <p>◎特別支援教育の充実</p>	A

	<p>令和5年度においては、町内全ての小中学校に12学級24人の特別支援学級を開設し、個に応じた教育・指導に努めました。また、通常学級に在籍しながら週に1回程度通級で指導を受ける佐呂間小学校の「ことばの教室」では、若佐小学校及び浜佐呂間小学校に教員を派遣し、巡回指導を行いました。</p> <p>また、文部科学省（国立特別支援教育総合研究所）の協力校として、「共生社会の担い手を育む教育に関する研究－障害理解教育の検討を中心に－」をテーマとして佐呂間小学校の実践事例を用い研究を行いました。</p> <p>更に通常学級に在籍しているものの、支援が必要な児童生徒もいることから、特別支援員10名を配置するとともに研修会を開催し、特別支援教育の研修充実に努めました。</p> <p>◎豊かな人間性と感性を育む教育の推進</p> <p>児童生徒それぞれの発達段階に応じた道徳教育を行うとともに、規範意識や生命を大切にする心の育成、更に、「いじめ」は何があっても許されないという考え方のもと、「町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見と解消に努めました。残念ながら佐呂間中学校において重大事案が発生しましたが、学校と協力し解決に向けて尽力するとともに、現在も見守りを続けております。今後も教職員を中心に「チーム学校」として指導の徹底を図り、「いじめ」のない学校の実現に努めます。</p> <p>また、より良い学級づくりのための児童生徒一人一人の意識を調査するWEB・QU調査を年2回行うとともに、専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の安心安全な学校生活の保障を行いました。</p> <p>◎学校給食と心身の健やかな成長を促す教育の推進及び働き方改革の推進</p> <p>児童生徒の運動能力・体力低下が課題となっている中で、各学校では全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施し、新体力テストを全ての学年で取り組みました。体力テストの結果では指定実施学年の小学校5年生男子の運動能力の低さが目立ちましたが、「体育の授業が楽しい」と答えた児童が92.3%と全国の74.7%を大きく上回る結果となりました。今後も学校、家庭、地域での運動習慣の定着が必要であります。</p>	A
--	--	---

	<p>近年の猛暑を踏まえ各小中学校全ての普通教室や特別教室・職員室にエアコンを設置しており、また、夏季及び冬季休業日について、期間をそれぞれ25日以内と定めておりましたが、校長が各学校の環境実態に合わせ、総日数56日の範囲内で夏季休業を増やし冬季休業日を減らすなど、校長判断により期間を定めることができるように改正し、児童生徒・教職員の体調管理対策に努めました。</p> <p>また、働き方改革の一つとして、週2回の部活動の休養日を設け、教職員の負担軽減に努めました。その他、スクールサポートスタッフや学習支援の活用を図りました。</p> <p>学校給食では、栄養教諭を中心に食教育の充実に努めるとともに、献立として、佐呂間町の食材を活用したメニューの提供として、ふるさと給食を地元生産者や関係団体・事業所の協力を得ながら提供に努めました。引き続き、アレルギー対応食を提供して参ります。</p> <p>なお、引き続き、子育て支援策の一つである、学校給食費無償化を実施しております。</p> <p>日々急速に変化する情報化社会でのインターネットやメール等の利用に当たって、情報モラルを身に付ける生活習慣の確立に努めました。</p> <p>また、近年、災害が多発していることから、災害を想定し、関係機関の協力を得て佐呂間中学校で1日防災学校を開催し、防災教育に努めました。</p> <p><b>★ 令和5年度給食提供日数</b></p> <table> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>194日～196日</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>200日</td> </tr> <tr> <td>へき地保育所</td> <td>196日～199日</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎0才から18才まで見通した教育及び部活動の地域移行と信頼される学校づくりの推進</p> <p>社会に開かれた教育課程が重要視され、年2回の学校評価を行い、地域や保護者にその結果を公表し、P D C Aサイクルに基づき学校改善に努めました。更に学校からの情報発信として学校だよりを町のホームページに掲載し、子ども達の様子をお知らせするとともに、コミュニティースクールを導入して地域と</p>	小学校	194日～196日	中学校	200日	へき地保育所	196日～199日	A
小学校	194日～196日							
中学校	200日							
へき地保育所	196日～199日							

	<p>ともに子どもを育てることに努めました。</p> <p>◎佐呂間高校の存続対策</p> <p>佐呂間高校が一間口となり、平成27年度から北見柏陽高校をセンター校とする「地域連携特例校」になりました。このことから教員数が減となりましたが、北海道高等学校遠隔授業配信センターからの遠隔配信授業が実施されている他、長期休業中のサポート学習や他の受信校生徒同士の交流など、大学進学を目指す以外にも、地方の高校生との交流をサポートするという取り組みに大いに期待をしているところであります。こうした配信により、地域の子供達が地元の高校に通いながら、将来の夢や希望を叶えることができるものと考えています。</p> <p>また、佐呂間高校の存続を図る取り組みとして、生徒が部活動等で各種大会へ出場する経費負担軽減の支援をするととともに、模擬試験等の経費についても支援を行っています。</p> <p>さらに、存続対策の推進を図るために、入学時の支援として（入学支援金・教科書購入・タブレット購入）生徒の保護者への負担軽減策、佐呂間高校卒業後の進路にあたっての補助金（大学・短大・専門学校・就職）応援給付金制度により、魅力ある学校づくりの支援に努めました。</p> <p>また、姉妹都市であるパーマ市の高校との姉妹校交流を継続し、国際感覚豊かな生徒の育成に努めています。</p> <p>今後も生徒数の確保に向けて佐呂間高校存続対策協議会などの関係機関と連携を図り佐呂間高校への支援に努めます。</p>	A
2.社会教育の推進	<p>◎社会教育の充実</p> <p>社会教育は、第8次佐呂間町社会教育中期計画に沿った事業展開を図り、町民の自主的・主体的な学習に対する支援をはじめ、幅広い領域で必要な施策を展開しました。</p> <p>※領域別事業の反省評価は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て領域　　あいあいらんど他6事業 保健福祉課、子育て支援センター、PTA連合会などと連携協力し、事業を実施いたしました。子育てに対する不安解消や相談、交流の場として継続的に開催する事業のほか、家庭教育</li> </ul>	A

	<p>推進会議と共に、親子で参加できる事業を実施いたしました。また、武道館の空き時間とスペースを活用した健康づくりの場を提供するなど、今後も親子が参加できる事業を検討してまいります。</p> <p>・育ち領域　　わんぱく広場他2事業</p> <p>地域の人材活用や、異世代交流を図る「サイエンスキャラバン」は、子ども会育成会連絡協議会及び中高生ボランティアの協力により開催いたしました。引き続き子ども達の興味関心に応えるべく、内容の充実を図り実施してまいります。</p> <p>また「わんぱく広場」は夏、秋、冬の3回開催し、毎回違った体験活動を提供いたしました。</p> <p>・学び、生きがいづくり領域　　佐呂間高校開放講座他5事業</p> <p>町民の学習機会を提供する「高校開放講座」は、3講座を開催いたしました。</p> <p>「寿大学」は4月に開校し、全21回開講いたしました。学生数は92名と減少傾向にありますが、今後も充実した学びの場として、学生数の増加に繋がるような事業を検討してまいります。</p> <p>「佐呂間高校生フォトコンテスト」は、撮影を通じて地域の魅力を再確認する学習の場が提供できたと考えております。今後は作品を有効活用できるよう努めてまいります。</p> <p>・芸術・文化領域　　ミニ劇場他9事業</p> <p>乳幼児や小中学生を対象に、それぞれの年齢に適した鑑賞事業を開催したほか、町民に質の高い音楽や芸術文化に触れていただくため「音届けコンサート」「文化講演会」「安保真ふるさと展」など、様々な鑑賞事業を実施いたしました。</p> <p>今後も積極的に事業を開催し、芸術文化に親しめる機会を提供してまいります。</p> <p>・文化財領域　　郷土資料の展示他2事業</p> <p>佐呂間町における開拓資料の収集と、保存展示を実施しております。また、小学生の社会科見学への対応等、引き続き資料提供と適正な説明の実施に努めてまいります。</p>	
--	--	--

	<p>・情報・制度　　夢つうしん発行他 10 事業</p> <p>これまで同様「夢つうしん」、遠軽地区共同事業として「なな・なんと情報」の発行を行いました。町ホームページでの情報提供についても、より効果的な活用に努めてまいります。</p> <p>また、スポーツ振興に寄与する団体や個人に対して「スポーツ振興助成」制度により助成を行い、スポーツ及び芸術文化における功績に対しては「スポーツ表彰」、「芸術文化表彰」制度により表彰を行っております。</p> <p>・団体支援　　団体運営費補助 5 団体</p> <p>社会教育・社会体育関係団体に対し、運営費補助を行い、育成及び支援に努めました。各団体では研修活動、加盟団体への支援等に取り組んでいますが、加入者は減少傾向にあります。</p> <p>また、指導者育成などを目的に「佐呂間町文化・スポーツ活動促進事業」における補助を実施いたしました。</p> <p>◎社会体育・武道館温水プール</p> <p>社会体育、武道館温水プールは、スポーツ推進委員等の協力を得て、領域ごとに具体的な施策を展開し、住民の健康維持増進、スポーツ活動の助長に努めました。</p> <p>・健康づくり・スポーツ領域</p> <p>「スターまつり」「元気アップスイミング」他全 22 事業</p> <p>新一年生となる幼児を対象に、就学に備えた体力づくりと運動の楽しさを伝えることを目的に「からだはぐくむスクール」として「ちびっ子スキー教室」と「ちびっこ運動教室」の一体的な事業を実施いたしました。</p> <p>小学生対象事業は、運動能力と挑戦する気持を引き出すことを目的に「こども運動塾」や、スポーツ推進委員企画の「スポーツチャレンジ day」を実施いたしました。</p> <p>成人対象事業では「さろま健康づくり講座」として、外部講師による、気軽に楽しめるエクササイズを実施するとともに、冬期間における健康プログラムとして「トレーニングミニ講座」や、高齢者向け「らくらく健康体操」の実施や、百年広場を活用した「健康スノーシューコース」の開放など、町民の健康維持、</p>	A
--	--	---

	<p>増進を図りました。</p> <p>スイミングスクールは「元気アップスイミング」「パーソナル指導」等、幼児から成人までの各年代に合わせた教室を開催いたしました。</p> <p>さらに、スポーツ推進委員が企画運営する「スターまつり」「健康ウォーキング」「出前講座」により、スポーツの普及啓発を図りました。</p> <p>◎図書館</p> <p>図書館は住民の生涯学習の場として、多種多様な資料の収集に努め、図書館だよりなどで情報発信してきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て領域 ブックスタート、セカンドブック事業 保健福祉課の行う乳幼児健診にあわせ、生後9ヶ月から10ヶ月の乳幼児及び3歳児とその保護者に対し、ボランティアの読み聞かせと絵本のプレゼントにより、読書のきっかけ作りと情操教育に努めました。 実績 ブックスタート21組 セカンドブック30人</li> <li>・施設、図書館領域 令和2年度から5カ年計画の第2次佐呂間町子どもの読書活動推進計画に基づき、家庭や学校での子どもたちの読書環境の整備、読書活動の推進に取組みました。 令和5年度の新たな取組として、移動図書館車巡回をステーション方式から宅配に切り替えることにより、利用者の利便性を図ることが出来ました。 図書館の所蔵本については、利用者の要望に応えられるよう、リクエストや最新情報に基づいた収集を行い、定期的な除籍業務とあわせ、今後も図書の充実に努めます。 図書館まつり、図書館講演会、子ども向け事業、映画上映会など、図書館の利用拡大に向け、趣向を凝らしています。 また、成人を迎えた人に本を贈る「20歳の20冊」については、20冊の選定本の中から新成人が希望する本を37名にプレゼントし、今後も継続する予定です。 なお、一部事業においては、ボランティアの協力をいただいているいます。</li> </ul> <p>※令和5年度末 蔵書数 76, 803冊 (前年度75, 546冊)</p>	A
--	---	---

	貸出し状況 41, 864冊（前年度44, 398冊）	
3. 教育関係施設の整備	令和5年度における個別事業については、主要事業に掲載していますので省略をいたしますが、施設整備については、第5期佐呂間町総合計画に基づき、必要性、緊急性などを総合的に判断して、また、新たな事業についてもその優先度を考慮して実施していますが、現状では新たな施設の計画はありませんが、学校施設長寿命化計画並びに社会教育施設長寿命化計画に基づき、既存施設の改修・補修等により施設の延命化を図り、住民の皆さんに使いやすい施設として管理に努めました。	A

### 結びに

令和5年度は、新型コロナウイルスの影響による教育委員会の活動も制限が減少しましたが、学校教育活動は、学びの環境も大きく変化し、ＩＣＴ環境の充実とともにオンライン授業や心の教育も重要視されています。

さらには社会教育活動では、町民の皆さんもとより、関係者の方々にもご理解とご協力をいただきました。

こうした中、佐呂間町教育委員会は、その権限に属する事務の管理執行について、点検評価を行い、令和5年度は教育委員会会議を12回開催し、事務局から提案された案件に委員各位が活発な意見を出し合いました。また、総合教育会議も2回開催され、町長と有意義な協議が行われました。引き続き、教育の中立性、継続性、安定性を確保するため教育委員会は執行機関として今後とも地域の声を聞き、開かれた教育委員会として佐呂間町の教育進展に努力して参ります。

## 10 外部評価

### (1) 学識経験者

氏名 仲川 優則（元佐呂間町教育委員会教育長）

### (2) 聴取日

令和6年8月6日

### (3) 主な意見

まず初めに、佐呂間町教育委員の皆様におかれましては、佐呂間町の教育、子ども達の為に日々ご尽力されていることに敬意を表します。

令和5年度の「教育委員会の点検・評価報告書」は、令和5年度佐呂間町教育行政執行方針に掲げられた内容に基づき、区分ごとに事業目的や内容、評価、課題がまとめられており、目的を達成するために、教育大綱や執行方針に沿って事業が適切に行われていたことが伺えます。

区分に沿って、次に所見を述べさせて頂きます。

### ○教育委員会の活動について

教育委員会は、独立した行政機関として、教育長と教育委員により審議が行われ、会議が開催されており、適正にその機能を果たしていると認められます。

また、令和5年度の教育委員会議は12回開催され、事務局から提出された案件が31件、協議事項が2件、報告事項が18件と、多数の案件に取り組み又、教育委員会議以外の活動状況では、研修会、学校訪問など13件に出席し、町の教育活動の充実のために、多忙な1年間のスケジュールをこなされた事がうかがい知ることができました。

また、6月及び11月の学校訪問や8月及び1月の総合教育会議では、委員と校長、町長との間で活発な意見交換が行われており、今後もより一層学校との連携を密にして要望や課題を把握し、佐呂間町の教育を円滑に推進しご尽力されることを期待しております。

### ○学校教育について

国のGIGAスクール構想によるICT機器の整備が進んでいますが、

令和5年度では、各小中学校へ電子黒板の導入がなされておりますが、今後も、それらの機器を活用した、より効果的な使用について結果を出すことが望まれます。今後とも各学校に設置されている学校運営協議会と協働し、開かれた学校の環境下で学校運営がなされることを望みます。

また、各学校で町費により採用している教員や、支援員等について、今後も必要な学校に、必要な人数を継続配置されるように期待します。

その他、教職員の働き方改革の取り組みとして、アクションプラン（第2期）の策定等、積極的に取り組んでいる様子がうかがえます。

中学校部活動においては、生徒への指導の質の向上や教職員への負担軽減の観点から、管内でも先駆けて「部活動地域移行検討協議会」が立ち上げられ、年5回の協議会の中で、委員の皆さんのが協議検討され、令和6年3月に答申がなされたところあります。今後は、その答申を元に、1つの方策として部活動指導員の活用等も含め、関係団体との協議を進め、全国的な課題である今後の部活動地域移行について、本町に見合った形での取り組みが進むことを期待しております。

#### ○社会教育について

社会教育関係事業では、様々な事業が開催され町民の学びが確保されており、今後も町民の皆様が学ぶ機会の充実を図り、様々な活動がされることを願っております。

社会体育分野においても、社会教育同様に、各施設において利用者がコロナ禍前に戻りつつある状況です。今後は、一人でも多くの町民の皆様が御利用いただくことを期待します。

図書館では、事業や本の貸出を行い、住民のニーズに応えようとしていることに敬意を表し、さらに、本に親しむ習慣が培われ、知性や感性、想像力豊かな人間性が育まれるよう期待をしております。

#### ○令和5年度予算状況について

年々老朽化する学校施設の維持管理については、施設の状況や点検結果などを基に各種修繕や改修工事が実施され、また、学校施設長寿命化計画や社会教育施設長寿命化計画も策定され、計画的な維持管理がなされています。

学校の教育環境整備事業では、今年度は、小中学校の電子黒板整備事業、若佐小学校の照明取替・カーテン取替、佐呂間小学校のグラウンド整備、

浜佐呂間小学校の体育館トイレ改修、佐呂間中学校の体育館ステージ幕取替・トイレ改修・音楽室エアコン設置等の整備がされ、子ども達が安全・安心して学習できる環境の提供に取り組まれております。

また佐呂間高等学校存続・支援対策事業では、保護者や生徒への負担を軽減する取り組みとして、引き続き、卒業生への修学応援補助金、就職等応援給付金、入学者への給付金制度や学習用タブレット端末の購入補助、教科書の無償提供など様々な存続・支援対策を実施しており、今後の佐呂間高等学校に期待するところであります。

社会教育関係では、各施設の適切な維持管理がなされており、安全かつ利便性の良い施設が期待されます。

## ○全体評価と今後の課題について

学校教育の推進における「確かな学力の育成」では、道教委が取り組んでいるチャレンジテストや家庭学習の更なる推進、「佐呂間町学力向上推進委員会」での検討協議、中学校の数学科少人数編成による町単独教員の採用、複式の小学校の英語授業の補助講師導入、佐呂間中学校を会場として漢字・英語・数学の各種検定の助成事業が実施され学力向上に努めており成果があると考えます。

「特別支援教育の充実」においては、特別支援学級に在籍する子どもたちに個に応じた指導が行われております。佐呂間小学校「ことばの教室」では、2名の教員で通級指導を行っており、佐呂間小学校以外の町内学校に在籍する通級を必要とする児童生徒への指導も実施され、それぞれの個に応じた指導が実施されていると考えます。

「豊かな人間性と感性を育む教育の推進」では、道徳教育を中心に「いじめ」は許されないと心を育み「いじめ」のない学校を目指していますが、「不登校」児童生徒の解消が今後の課題と思われます。

「心身の健やかな成長を促す教育の推進」では、新体力テスト結果を基に体力向上の取組や児童生徒の給食を含めた健康管理に努められております。

「0才から18才まで見通した教育」では、保育所から小学校の接続、さらには併設型小中一貫性を持った教育活動がさらに展開されることを期待しています。

社会教育の推進における「社会教育の充実」では、第8次社会教育中期計画の3年度目として、様々な事業を計画、文化講演会を開催し、町民の学びを確保されてきました。また、夢つうしんなどの情報誌の発行を通じ、

スポーツ振興助成、スポーツ表彰、芸術文化表彰を実施し、町民の活躍など幅広く紹介しております。

図書館では、事業や本の貸出を行い、住民のニーズに応えようとしていることに敬意を表し、さらに、本に親しむ習慣が培われ、知性や感性、想像力豊かな人間性が育まれるよう期待をしています。

#### ○おわりに

教育委員会におかれましては、様々な時代の動きに対応して行かなければなりませんが、この点検・評価を精査し、今後も学校教育、社会教育事業の改善に努め、日々の子ども達の様子を把握し、多くの町民の声を聞き、熟議を通して、信頼される教育委員会であってほしいと願い、外部評価といたします。